

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が売払いする物品に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札物件一覧

車 名	初度登録年月	リサイクル 預託金額	備 考
ランドクルーザー プラド	平成 10 年 3 月	11,450 円	入札物件概要 のとおり

注 1 車両の詳細については、公開日に現地で確認すること。

注 2 代金とは別に、リサイクル預託金相当額を支払うこと。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 県税、法人税又は申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有していない者であること。
- (5) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

3 物件の公開

物件は次の日時及び場所で確認すること。なお、確認に当たっては、必ず公開日の前までに、希望する時間を 14(2)の問合せ先に連絡すること。

- (1) 日時 令和 7 年 10 月 20 日（月）午前 9 時 30 分～午後 12 時
- (2) 場所 岩手県北山車庫（岩手県盛岡市北山一丁目 5 番 8 号）

4 入札参加申し込み

入札への参加を希望する者は、次の書類を提出期限までに提出すること。なお、岩手県が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和 5・6・7 年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、「ア 入札参加申込書（様式 1）」の提出のみとし、他の書類の提出は省略できること。

法人の 場合	ア 入札参加申込書（様式 1） イ 登記事項証明書の写し ※発行後 3 か月以内のもの ウ 納税証明書の写し ※発行後 3 か月以内のもの （ア）岩手県内に事務所又は事業所を有する場合 a 県税の納税証明書 （県税-納税証明書様式第 111 号） b 「消費税及び地方消費税」の納税証明書 （国税-納税証明書その 3 又はその 3 の 3） （イ）岩手県内に事務所又は事業所を有しない場合 「法人税」と「消費税及び地方消費税」の納税証明書 （国税-納税証明書その 3 の 3） エ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式 4）
個人の 場合	ア 入札参加申込書（様式 1） イ 運転免許証の写し ウ 納税証明書の写し ※発行後 3 か月以内のもの （ア）岩手県内に事務所又は事業所を有する場合 a 県税の納税証明書 （県税-納税証明書様式第 111 号） b 「消費税及び地方消費税」の納税証明書 （国税-納税証明書その 3 又はその 3 の 2） （イ）岩手県内に事務所又は事業所を有しない場合 「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」の納税証明書（国税-納税証明書その 3 の 2） （ウ）事業を営んでいない場合 県税の納税証明書 （県税-納税証明書様式第 111 号） エ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式 4） オ 未成年者、被補佐人及び被補助人であって、契約締結のための同意を得ている者はその同意書（様式 5）

- （1） 提出期限 令和 7 年 10 月 24 日（金）午後 5 時
- （2） 提出先 岩手県庁舎 1 階出納局総務課用品担当
- （3） 提出方法 持参又は郵便
- （4） 提出された書類は、岩手県において審査を実施し、審査の結果、適合と認められた者に限り入札に参加できるものとする。
- （5） 審査結果は、令和 7 年 10 月 30 日（木）までに電話又はファックスにより通知する。

5 入札及び開札

- （1） 入札日時 令和 7 年 11 月 5 日（水）午後 1 時 30 分
- （2） 入札場所 岩手県庁舎 5 階入札室
- （3） 注意事項

ア 入札時刻に遅れた場合は、辞退とみなす。

イ 入札当日は、内容説明を行わないことから、不明な点はあらかじめ問い合わせること。

ウ 入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、令和 7 年 11 月 4 日（火）

午後 5 時までに 14(2)の場所に必着のこと。

また、封書は二重封筒とし、入札書の中封筒に密封の上、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

(ア) 氏名（法人にあつては商号又は名称）

(イ) 「令和 7 年 11 月 5 日入札 公用車売払いに係る入札書在中」

6 入札に必要な書類等

(1) 入札書（様式 2）

(2) 委任状（様式 3）

入札参加申込をした者が入札に参加せず、代理人により入札に参加する場合は提出すること。

(3) 身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）

(4) 印鑑（代理人が入札に参加する場合は、委任状に押印した受任者使用印）

7 入札方法

(1) 1 の入札物件について、1 件ごとに入札に付し、岩手県が定める予定価格以上の金額で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。なお、郵送による場合は、「辞退扱い」とするものとする。また、入札執行回数は、3 回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切るものとする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(4) 入札に当たっては、希望する物件のみの入札も可能とする。

(5) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(6) 前号の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

(7) 入札金額は、算用数字でペンまたはボールペンで記入し、入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直すこと。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

(8) 代理人により入札行為をさせようとする場合は、入札書提出の前に 6(2)の委任状を提出すること。

8 入札保証金 免除

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

(1) 入札の参加資格のない者が提出した入札書

(2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書

(3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書

(4) 記名押印のない入札書

- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

10 契約締結

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - イ 競争入札参加資格者と契約を締結する場合において、落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。
- (5) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

11 売払代金の納入

- (1) 売払代金は、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額であること。
 - なお、岩手県においてリサイクル預託金を納付済みであることから、売払代金のほかにリサイクル預託金額相当額を支払うこと。
 - 納付済みのリサイクル預託金額は、1の入札物件一覧のとおりであること。
- (2) 売払代金の納入前に10により契約を締結すること。
- (3) 売払代金等は、契約締結後に発行する納入通知票の定めるところにより納付すること。

12 物件の引渡しの期限及び場所

- (1) 物件の引渡しは、売払代金等の納入を確認した後であること。
- (2) 搬出期限は、代金等の納入後、10日以内とする。
- (3) 物件の引き渡しは、現保管場所において現状渡しとする。
- (4) 車両の新規登録又は廃車手続等の必要な手続は落札者の負担において速やかに行うこととし、手続終了後は車検証の写し等を提出すること。
- (5) 引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わない。

13 入札結果等の公表

入札結果及び契約内容について、入札参加者名、契約の相手方及び金額等を岩手県公式ウェブサイトで公表する。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件売払いに関して要した費用については、全て入札

参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(2) 問合せ先

岩手県出納局総務課用品担当

住 所 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

連絡先 TEL 019-629-5972 FAX 019-629-5984

物 品 売 買 契 約 書 (案)

岩手県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

第 1 甲は乙に対し、末尾に表示する物件（以下「契約物件」という。）を売り渡す。

第 2 契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。なお、第 1 号の「消費税額」は、取引に係る消費税及び地方消費税の額である。

- (1) 契 約 金 額 金 円（うち消費税額 円）
- (2) 契約保証金 金 円

2 前項の代価及び物件のリサイクル預託金は、甲が発行する納入通知票の定めるところにより納付しなければならない。

第 3 物品の引渡場所及び搬出期限は、次のとおりとする。

- (1) 場 所 岩手県北山車庫（岩手県盛岡市北山一丁目 5 番 8 号）
- (2) 搬出期限 代金等の納入後、10 日以内

第 4 契約物件の引渡しは、代価及び物件のリサイクル預託金並びに遅延利息を完納した日以降に、甲の職員と、乙又は乙の指定する者の立会いの上、契約物件の引渡場所において行うものとする。

第 5 乙は、契約物件の引渡しを受ける前に、契約物件を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。

第 6 車両の新規登録又は廃車手続き等の必要な手続きは、乙の負担において速やかに行うこととし、手続終了後は、乙は甲に対し車検証の写し等を速やかに提出するものとする。

第 5 契約物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了した時に、甲から乙に移転するものとする。

第 6 売払物件の所有権が、甲から乙に移転したときから売払物品の引渡しの日までにおいて、甲の責に帰すことができない理由により売払物品が滅失又は毀損した場合の損害は、すべて乙が負担するものとする。

第 7 乙は、天災地変、戦争、内乱、暴動、その他の不可抗力、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導、その他の乙の責めに帰すことができない理由により引取期限までに売払物品の引取りを完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により引取期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲と乙とが協議して書面により定める。

第 8 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合においては、甲に対して支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第 9 乙は、自己の責めに帰すべき理由により搬出期限までに契約物件を搬出しない場合は、違約金として、搬出期限の翌日から遅延日数 1 日につき、契約金額から搬出部分相当額を控除した額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

第 10 この契約物件に種類・品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができない。

第 11 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知・催告をしないで直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が、期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき
- (2) 乙から契約解除の申出があったとき

(3) 乙が、契約の履行について不正の行為をしたとき

(4) 乙が、次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は物品の製造の請負又は物品の買入れの契約を締結する権限をもつ事務所の代表者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によって甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定によって甲がこの契約を解除したときは、乙は損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

第12 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第13 甲は、契約物件が搬出されるまでの間は、第11第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定によって契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第14 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県

代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

印

乙 住所又は所在地

商号又は名称

代表者・氏名

印

物件の表示

自動車登録番号	車名・型式